

京都新光悦村 分譲価格(特別な事由がある場合) 別紙3

区画番号	分譲価格 (円)	変更事由	変更年月日
29	12,936,000	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれ、かつ、埋蔵文化財の記録を作成するための調査が未完了の部分が含まれるため、減額措置を講じる。(京都新光悦村用地分譲価格決定基準第3条第1項第1号)	令和3年8月30日
30	11,488,000	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれ、かつ、埋蔵文化財の記録を作成するための調査が未完了の部分が含まれるため、減額措置を講じる。(京都新光悦村用地分譲価格決定基準第3条第1項第1号)	令和3年8月30日
31	13,791,000	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれ、かつ、埋蔵文化財の記録を作成するための調査が未完了の部分が含まれるため、減額措置を講じる。(京都新光悦村用地分譲価格決定基準第3条第1項第1号)	令和3年8月30日
32	14,298,000	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれ、かつ、埋蔵文化財の記録を作成するための調査が未完了の部分が含まれるため、減額措置を講じる。(京都新光悦村用地分譲価格決定基準第3条第1項第1号)	令和3年8月30日
33	30,545,000	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれ、かつ、埋蔵文化財の記録を作成するための調査が未完了の部分が含まれるため、減額措置を講じる。(京都新光悦村用地分譲価格決定基準第3条第1項第1号)	令和3年8月30日
34	35,625,000	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれ、かつ、埋蔵文化財の記録を作成するための調査が未完了の部分が含まれるため、減額措置を講じる。(京都新光悦村用地分譲価格決定基準第3条第1項第1号)	令和3年8月30日